

【別添参考】

規制に係る政策評価の 事務参考マニュアル

【評価書様式等】

平成 29 年 7 月

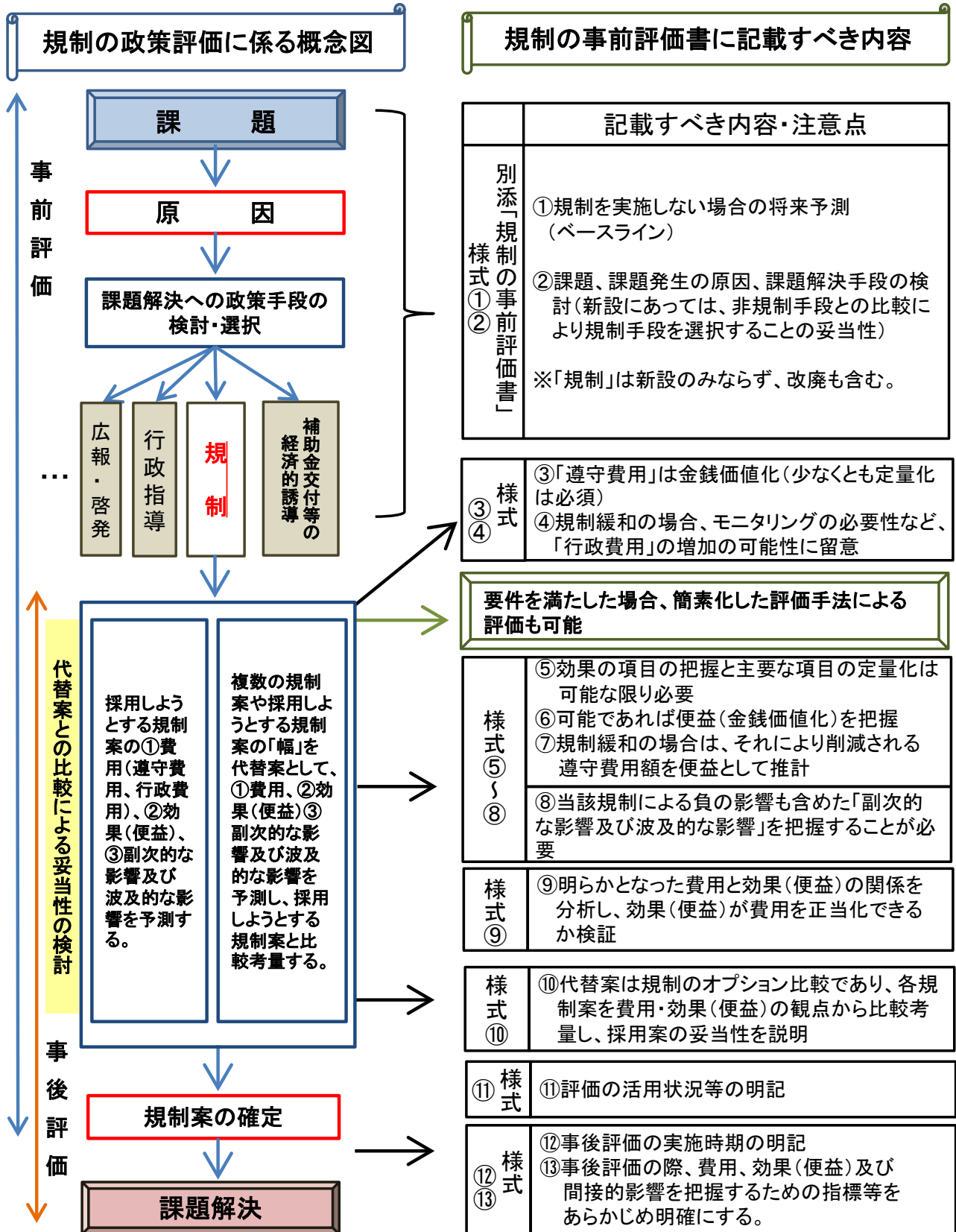
総務省行政評価局政策評価課

目 次

1. 規制の事前評価書作成フロー図	1
2. 様式	3
(1) 規制の事前評価書	3
(2) 規制の事前評価書 (簡素化)	9
(3) 規制の事後評価書	15
(4) 規制の事後評価書 (簡素化)	19
3. 記載例	23
(1) 規制の事前評価書	23
(2) 規制の事前評価書 (簡素化)	33
(3) 規制の事後評価書	41
(4) 規制の事後評価書 (簡素化)	49

【規制の事前評価書作成フロー図】

規制の事前評価書作成フロー図



【様 式】

規制の事前評価書

法律又は政令の名称： _____

規制の名称： _____

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： _____

評価実施時期： _____

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

〔 把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。 〕

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

〔 規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。 〕

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

〔 副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。 〕

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称： _____

規制の名称： _____

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： _____

評価実施時期： _____

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表 1 に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： _____

※ 以下の表 1 を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表 1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<p>規制の導入に伴い発生する費用が少額</p> <p>遵守費用が年間 10 億円（※）未満と推計されるもの。</p> <p>※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。</p> <p>● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。</p>
ii	<p>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 <p>● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。</p>
iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であつ</p>

	<p>て、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

- ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

規制の事後評価書

法律又は政令の名称： _____

規制の名称： _____

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： _____

評価実施時期： _____

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

〔 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。 〕

--

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事後評価書（簡素化）

法律又は政令の名称： _____

規制の名称： _____

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： _____

評価実施時期： _____

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

2 費用及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

⑥ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

3 考察

⑦ 把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書（簡素化）を添付すること。

【記 載 例】

規制の事前評価書

法律又は政令の名称： _____
 規制の名称： _____
 規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
 担当部局： _____
 評価実施時期： _____

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

(例)

【規制の新設・強化】

○ …に関するベースライン

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
…	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※H28 まで実績

※H29 から推計

※ 平成 25～28 年度の数値は、「…統計」に基づき記載

※ 平成 29～33 年度の数値は、過去の推移に基づく推計値を記載

【規制の緩和・廃止】

○ …に関するベースライン

現状の…の規制については、…といった課題が明らかとなっている。…といった課題は今後も引き続き継続することから、現状の…をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

[課題及びその発生原因]

①のとおり、このトレンドが継続するとした場合、今後も…による被害が生じることが想定される。

この原因は、…に求められ、一過性ではなく、恒久的なものと考えられる。

[規制以外の政策手段の内容]

原因を解決するに当たっては、…及び…などの政策手段が考えられるが、…及び…では、…との理由から十分な効果が見込まれないため、規制手段の採用が妥当である。

[規制の内容]

当該規制は、…を目的に全ての…施設を対象に…の設置を義務付けるものとする。

当該規制は、…の観点から行う必要性があり、当該規制によって…といった効果が見込まれる。

【規制の緩和・廃止】

[課題及びその発生原因]

…業務については、現在、年間〇万件以上…の施工実績がある者のみに認められているところ、新たに…業務を行おうとする者にとっては、これらの要件が参入障壁となっている。

これまで安全性の確保の観点から年間〇万件以上の施工実績を要件としてきたが、…の技術開発により、現行の規制が過剰となったもの。

[規制緩和の内容]

適切な競争状況の確保、経済活性化のためには、…業務に係る規制を緩和又は廃止することが考えられるが、当該規制の廃止は、…のおそれがあることから妥当ではなく、当該規制を一定程度緩和した上、規制を継続することが適当である。

したがって、…を目的に、…業務については、…の要件を緩和し、…が年間〇百件以上の施工実績がある者に対して認めることとする。

当該規制緩和は、…の観点から行う必要性があり、当該規制緩和により…といった効果が見込まれる。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(例)

【規制の新設・強化】

当該規制の対象となる…施設は、全国に○施設ある。

当該規制を導入することにより、…施設に…の設置が義務付けられることから、1施設当たり□円（平均）の設置費用及び年間◇円の維持費用が生じるものと予想される。

なお、当該規制は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

以上から、●円（○施設×□円+○施設×◇円×5年）の遵守費用が生じると見込まれる。

【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(例)

【規制の新設・強化】

当該規制の対象となる…施設に対して、本規制に関する周知・広報を行う必要が生じる。

周知・広報先としては、…施設（○施設）が見込まれる。

また、1施設当たりの広報費用（パンフレット、リーフレット、ポスターの作成）については、過去の同種・類似の事例に基づき、年間□万円が見込まれる。

なお、当該規制は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

以上から、●万円（○施設×□万円×5年）の行政費用が生じると見込まれる。

【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和により、①行政庁における…業務の増加及び②…のモニタリングに係る業務の増加が見込まれる。

①行政庁における…業務の増加

行政庁における…に係る業務は、1件当たり○円の人件費単価が想定される。

また、…アンケートによると、年間□百件以上の施工実績がある者（◇者…時点）のうち、…業務を行いたいと回答した者は、△%であったことから、仮に●者（◇者×△%）が新規参入した場合、行政庁における…業務が●件増加すると考えられる。

したがって、■万円（○円×●件）が生じると見込まれる。

②…のモニタリングに係る業務の増加

…のモニタリングとして、…を行うこととする。当該モニタリングは、1件当たり▽円の人件費単価が想定され、モニタリングの対象は、年間☆件程と考えられる。

なお、当該規制緩和は、施行後5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。
したがって、◆万円（▽円×☆件×5年）が生じると見込まれる。
以上から、▲万円（■万円＋◆万円）の行政費用が生じると見込まれる。

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

（例）

【規制の新設・強化】

…の調査によると、…による被害は、…を設置することにより、…を設定していない場合に比べて○%低減できるとされており、現在の…による被害件数を基に試算すると、…施設に…の設置を義務付けることにより、年間で…件程度の被害が減少すると見込まれる。

【規制の緩和・廃止】

…アンケートによると、年間○百件以上の施工実績がある者（□者。…時点。）のうち、…業務を行いたいと回答した者は、◇%であったことから、当該規制緩和により、…業務を行う者が●者（□者×◇%）増加すると見込まれる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

（例）

【規制の新設・強化】

…によると、…による被害額は、1件当たりおよそ○万円とされている。
また、⑤に記載のとおり、本規制の導入により、□件程度の被害が減少することが見込まれる。
なお、当該規制は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。
以上から、当該規制の便益は●万円（○万円×□件×5年）と推計される。

【規制の緩和・廃止】

…によると、…業務を行う者1者あたり年間〇百万円の経済効果が見込まれている。

また、⑤に記載のとおり、当該規制緩和により、…業務を行う者が〇者増加することが見込まれる。

なお、当該規制緩和は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

以上から、当該規制緩和の便益は、●千万円（〇百万円×〇者×5年）と推計される。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が前提となる。

（例）

【規制の緩和・廃止】

現行規制では、許可申請が必要とされており、行政書士による申請手続では1件3万円を要する。当該規制緩和により、●円（3万円×〇件）の遵守費用の削減が見込まれる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

（例）

【規制の新設・強化】

…を対象に実施された「…に関するアンケート調査」によると、約〇%が「本規制が導入された場合、…施設を閉鎖せざるを得ない」と回答していることから、本規制に伴う…施設の閉鎖が想定される。ただし、本規制の対象施設は、…補助金の対象となる等、支援策がとられることから、その影響は限定的と考えられる。

【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和により、…業務を行うことが出来る者が増加することから、…の場合、…が生じるおそれが想定される。ただし、行政庁において…のモニタリングを行い、…が生じた場合は…により対応することから、その影響は限定的と考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

(例)

【規制の新設・強化】

当該規制の導入に係る費用は、遵守費用が〇円（上記③参照）、行政費用が□万円（上記④参照）が見込まれる。なお、副次的な影響及び波及的な影響として、…施設の閉鎖が想定されるが、その影響は限定的であると考えられる（上記⑧参照）。

一方、便益については、◇万円（上記⑥参照）が見込まれる。

これら費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を導入することが妥当である。

【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和に係る費用として、行政費用〇万円（上記④参照）が見込まれる。なお、副次的な影響及び波及的な影響として、…が生じるおそれが想定されるが、その影響は限定的と考えられる（上記⑧参照）。

一方、便益については、□万円（上記⑥参照）が見込まれる。

これら費用と便益を比べると便益が費用を上回ることから、当該規制緩和を行うことが妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

(例)

【規制の新設・強化】

当該規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

[代替案の内容]

収容人数…以上の…施設を対象に…の設置を義務付けるものとする。

[費用] (※ [費用] の記載は、③、④の記載例を参照)

- ・ 遵守費用
- …
- ・ 行政費用
- …

[効果 (便益)] (※ [効果 (便益)] の記載は、⑤～⑦の記載例を参照)

- ・ …
- ・ …

[副次的な影響及び波及的な影響] (※ [副次的な影響及び波及的な影響] の記載は、⑧の記載例を参照)

…

[費用と効果 (便益) の比較] (※ [費用と効果 (便益)] の比較は、⑨の記載例を参照)

…

[規制案と代替案の比較]

規制案と代替案を比較すると、規制案は高コスト・高効果、代替案は中コスト・低効果である。当該規制の目的を達成するためには、費用は大きいものの、得られる効果も大きい規制案を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。

【規制の緩和・廃止】

[代替案の内容]

…業務については、…の要件を緩和し、年間〇千件以上の施工実績がある者に対して認めることとする。

[費用] (※ [費用] の記載は、③、④の記載例を参照)

- ・ 遵守費用
- …
- ・ 行政費用
- …

[効果 (便益)] (※ [効果 (便益)] の記載は、⑤～⑦の記載例を参照)

- ・ …
- ・ …

[副次的な影響及び波及的な影響] (※ [副次的な影響及び波及的な影響] の記載は、⑧の記載例を参照)

…

[費用と効果 (便益) の比較] (※ [費用と効果 (便益)] の比較は、⑨の記載例を参照)

…

[規制緩和案と代替案の比較]

規制緩和案と代替案を比較すると、代替案の方が、行政費用は低いものの、得られる効果も低い。

当該規制緩和の目的と照らし合わせると、代替案と比べると行政費用は高いものの、得られる効果も高い規制緩和案を採用することが適当と判断し、規制緩和案を採用することとする。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(例)

当該規制案については、規制の検討段階において、事前評価を実施し…との協議（コンサルテーション段階）における資料として使用した。

また…審議会（〇年〇月〇日）において、規制内容について検討が行われた。

なお、当該規制案の評価に用いた…データについては、…調査結果（〇年）に基づき記載した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

(例 1)

当該規制については、施行から 5 年後（平成〇年）に事後評価を実施する。

(例 2)

当該規制については、…の一部を改正する法律案附則第 X 条において法施行後 Y 年経過時に見直す旨が規定されているため、施行から Y 年後（平成〇年）に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

（例）

【規制の新設・強化】

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 遵守費用
 - ①…施設における…設置費用
 - ②…施設における…維持費用（把握方法：「…に関するアンケート調査」）
- ・ 行政費用
行政庁における…経費
（把握方法：「…報告」）
- ・ 効果
 - ①…施設における…による被害件数
 - ②…施設における…による被害金額（把握方法：「…統計」）
- ・ 副次的な影響及び波及的な影響
…施設の閉鎖件数
（把握方法：「…調査」）

【規制の緩和・廃止】

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 行政費用
 - ①行政庁における…業務の件数
 - ②…に係るモニタリング実施件数
 - ③…に係るモニタリング実施費用（把握方法：「…に関するアンケート調査」）
- ・ 効果
 - ①…業務への新規参入者数
 - ②…業務への新規参入者の増加に伴う経済効果（把握方法：「…統計」）
- ・ 副次的な影響及び波及的な影響
…
（把握方法：「…による…調査」）

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称： _____
 規制の名称： _____
 規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
 担当部局： _____
 評価実施時期： _____

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表 1 に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： _____

※ 以下の表 1 を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表 1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<p>規制の導入に伴い発生する費用が少額</p> <p>遵守費用が年間 10 億円（※）未満と推計されるもの。</p> <p>※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。</p> <p>● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。</p>
ii	<p>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 <p>● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。</p>

iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

（例）

【規制の新設・強化】

○…に関するベースライン

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
…	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※H28 まで実績

※H29 から推計

※ 平成 25～28 年度の数値は、「…統計」に基づき記載

※ 平成 29～33 年度の数値は、過去の推移に基づく推計値を記載

【規制の緩和・廃止】

○…に関するベースライン

現状の…の規制については、…といった課題が明らかとなっている。…といった課題は今後も引き続き継続することから、現状の…をベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

（例）

【規制の新設・強化】

[課題及びその発生原因]

②のとおり、このトレンドが継続するとした場合、今後も…による被害が生じることが想定される。

この原因は、…に求められ、一過性ではなく、恒久的なものと考えられる。

[規制以外の政策手段の内容]

原因を解決するに当たっては、…及び…などの政策手段が考えられるが、…及び…では、…との理由から十分な効果が見込まれないため、規制手段の採用が妥当である。

[規制の内容]

当該規制は、…を目的に全ての…施設を対象に…の設置を義務付けるものとする。
当該規制は、…の観点から行う必要性があり、当該規制によって…といった効果が見込まれる。

【規制の緩和・廃止】

〔課題及びその発生原因〕

…業務については、現在、年間○万件以上…の施工実績がある者のみに認められているところ、新たに…業務を行おうとする者にとっては、これらの要件が参入障壁となっている。

これまで安全性の確保の観点から年間○万件以上の施工実績を要件としてきたが、…の技術開発により、現行の規制が過剰となったもの。

〔規制緩和の内容〕

適切な競争状況の確保、経済活性化のためには、…業務に係る規制を緩和又は廃止することが考えられるが、当該規制の廃止は、…のおそれがあることから妥当ではなく、当該規制を一定程度緩和した上、規制を継続することが適当である。

したがって、…を目的に、…業務については、…の要件を緩和し、…が年間○百件以上の施工実績がある者に対して認めることとする。

当該規制緩和は、…の観点から行う必要性があり、当該規制緩和により…といった効果が見込まれる。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(例)

【規制の新設・強化】

当該規制の対象となる…施設は、全国に○施設ある。

当該規制を導入することにより、…施設に…の設置が義務付けられることから、1施設当たり□円（平均）の設置費用及び年間◇円の維持費用が生じるものと予想される。

なお、当該規制は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

以上から、●円（○施設×□円+○施設×◇円×5年）の遵守費用が生じると見込まれる。

【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。

- ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(例)

【規制の新設・強化】

当該規制の対象となる…施設に対して、本規制に関する周知・広報を行う必要が生じる。

周知・広報先としては、…施設（○施設）が見込まれる。

また、1施設当たりの広報費用（パンフレット、リーフレット、ポスターの作成）については、過去の同種・類似の事例に基づき、年間□万円が見込まれる。

なお、当該規制は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

以上から、●万円（○施設×□万円×5年）の行政費用が生じると見込まれる。

【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和により、①行政庁における…業務の増加及び②…のモニタリングに係る業務の増加が見込まれる。

①行政庁における…業務の増加

行政庁における…に係る業務は、1件当たり○円の人件費単価が想定される。

また、…アンケートによると、年間□百件以上の施工実績がある者（◇者。…時点）のうち、…業務を行いたいと回答した者は、△%であったことから、仮に●者（◇者×△%）が新規参入した場合、行政庁における…業務が●件増加すると考えられる。

したがって、■万円（○円×●件）が生じると見込まれる。

②…のモニタリングに係る業務の増加

…のモニタリングとして、…を行うこととする。当該モニタリングは、1件当たり▽円の人件費単価が想定され、モニタリングの対象は、年間☆件程と考えられる。

なお、当該規制緩和は、施行後5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

したがって、◆万円（▽円×☆件×5年）が生じると見込まれる。

以上から、▲万円（■万円+◆万円）の行政費用が生じると見込まれる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

(例)

【規制の新設・強化】

…を対象に実施された「…に関するアンケート調査」によると、約〇%が「本規制が導入された場合、…施設を閉鎖せざるを得ない」と回答していることから、本規制に伴う…施設の閉鎖が想定される。ただし、本規制の対象施設は、…補助金の対象となる等、支援策がとられることから、その影響は限定的と考えられる。

【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和により、…業務を行うことが出来る者が増加することから、…の場合、…が生じるおそれと想定される。ただし、行政庁において…のモニタリングを行い、…が生じた場合は…により対応することから、その影響は限定的と考えられる。

5 その他の関連事項

⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(例)

当該規制案については、規制の検討段階において、事前評価を実施し…との協議（コンサルテーション段階）における資料として使用した。

また…審議会（〇年〇月〇日）において、規制内容について検討が行われた。

なお、当該規制案の評価に用いた…データについては、…調査結果（〇年）に基づき記載した。

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

(例1)

当該規制については、施行5年後（平成〇年）に事後評価を実施する。

(例2)

当該規制については、・・・の一部を改正する法律案附則第X条において法施行後Y年経過時に見直す旨が規定されているため、施行からY年後（平成〇年）に事後評価を実施する。

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

(例)

【規制の新設・強化】

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 遵守費用
 - ①・・・施設における・・・設置費用
 - ②・・・施設における・・・維持費用

（把握方法：「・・・に関するアンケート調査」）
- ・ 行政費用
 - 行政庁における・・・経費

（把握方法：「・・・報告」）
- ・ 副次的な影響及び波及的な影響
 - ・・・施設の閉鎖件数

（把握方法：「・・・調査」）
- ・ 効果
 - ①・・・施設における・・・による被害件数
 - ②・・・施設における・・・による被害金額

（把握方法：「・・・統計」）

【規制の緩和・廃止】

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 行政費用
 - ①行政庁における・・・業務の件数
 - ②・・・に係るモニタリング実施件数
 - ③・・・に係るモニタリング実施費用

（把握方法：「・・・に関するアンケート調査」）

- 副次的な影響及び波及的な影響
…
(把握方法：「…による…調査」)
- 効果
 - ①…業務への新規参入者数
 - ②…業務への新規参入者の増加に伴う経済効果
(把握方法：「…統計」)

規制の事後評価書

法律又は政令の名称： _____
 規制の名称： _____
 規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
 担当部局： _____
 評価実施時期： _____

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

(例)

事前評価時点では、…を想定していたが、その後…の影響により、…が生じた。
 また、事前評価時には想定されていなかった…の影響により…が生じた。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

(例)

【規制の新設・強化】

○…に関するベースライン

		H29	H30	H31	H32	H33
…	事前評価時	○	○	○	○	○
	事後評価時	○	○	○	○	○

※ 事前評価時の数値は、…の推計値を記載

※ 事後評価時の数値は、…の影響により…が生じたことを踏まえた上での推計値を記載

 【規制の緩和・廃止】

○…に関するベースライン

事前評価時は、…といった課題が生じることをベースラインとしていたが、…が生じたことを踏まえて、…といった課題及び…といった課題が生じることをベースラインとする。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

(例)

事前評価時には想定されていなかった…の影響により…が生じたが、当該規制の目的である…についての必要性に影響を及ぼすものではなく、…の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

[事前評価時の測定指標]

…施設における…設置費用

…施設における…維持費用

[遵守費用]

当該規制の対象である…施設（○施設。…時点。）を対象とした「…に関するアンケート調査」によると、…の設置費用として、1施設当たり□円（平均）の設置費用及び年間◇円（平均）の維持費用が生じた。

なお、当該規制の施行から5年が経過していることから、分析期間は5年とする。

以上から、当該規制により、●円（○施設×□円+○施設×◇円×5年）の遵守費用が生じた。

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…により、…が生じたことから、…に係る費用が減少し、推計と実績にかい離が生じたと考えられる。

【規制の緩和・廃止】

[事前評価時の測定指標]

当該規制緩和による遵守費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。

[遵守費用]

当該規制緩和による遵守費用は発生していない。

[費用推計との比較]

費用推計とのかい離は生じていない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

[行政費用]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
…経費（千円）	○	○	○	○	○	○

また、このほか、事前評価時には想定しなかった…への対応として、…を行ったことから、以下の費用が発生した。

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
項目						
…費用（千円）	○	○	○	○	○	○

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、上記のとおり、…が生じたことから、…の対応に係る費用が発生し、推計と実績にかい離が生じた。

【規制の緩和・廃止】

[行政費用]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
…業務件数（件）	○	○	○	○	○	○
モニタリング実施件数（件）	○	○	○	○	○	○

モニタリング実施費用（千円）	○	○	○	○	○	○
----------------	---	---	---	---	---	---

このほか、事前評価時には想定しなかった…の対応として、…を行ったことから、以下の費用が発生した。

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
項目						
…費用（千円）	○	○	○	○	○	○

[費用推計との比較]
費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…が生じたことから、…の対応に係る費用が発生し、推計と実績にかい離が生じた。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

[効果]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
…による被害件数（件）	○	○	○	○	○	○

当該規制の効果は、上記被害件数とベースライン（上記②参照）との差分であると考えられる。
したがって、当該規制の効果は、被害件数〇件の減少（平成 29 年度～33 年度）である。

[効果予測との比較]
当初、当該規制の効果として…を予測していたところ、…により、…が生じたことから予測と実績にかい離が生じたと考えられる。

【規制の緩和・廃止】

[効果]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
新規参入者数（者）	○	○	○	○	○	○

当該規制の効果は、上記新規参入者数とベースライン（上記②参照）との差分であると考えられる。

したがって、当該規制の効果は、…業務への新規参入者数〇者の増加（平成 29 年度～33 年度）である。

[効果予測との比較]

当初、当該規制の効果として…を予測していたところ、…により、…が生じたことから予測と実績にかい離が生じたと考えられる。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

[便益]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
被害金額（円）	○	○	○	○	○	○

当該規制の効果は、上記被害金額とベースライン（上記②参照）との差分であると考えられる。

以上から、当該規制の便益は、〇万円である。

[便益推計との比較]

当初、当該規制の効果として…を推計していたところ、…により、…が生じたことから推計と実績にかい離が生じたと考えられる。

【規制の緩和・廃止】

[便益]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
経済効果（円）	○	○	○	○	○	○

当該規制の効果は、経済効果とベースライン（上記②参照）との差分であると考えられる。したがって、当該規制の効果は、…経済効果〇円の増加（平成 29 年度～33 年度）である。

[便益推計との比較]

当初、当該規制の効果として…を予測していたところ、…により、…が生じたことから予測と実績にかい離が生じたと考えられる。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

(例)

【規制の新設・強化】

[副次的な影響及び波及的な影響]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
…施設の閉鎖件数(件)	○	○	○	○	○	○

このほか、「…に関するアンケート調査」によると、当該規制により、…、…、…が生じたとの回答が見受けられた。

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…であり、推計と実績のかい離は生じていない。一方、…は、規制の事前評価時に意図していなかったが、…による…によって生じたものと考えられる。

【規制の緩和・廃止】

[副次的な影響及び波及的な影響]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
…の件数(件)	○	○	○	○	○	○

このほか、利害関係者を対象とした意見聴取等では、当該規制緩和により…が生じたとする意見がみられた。

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…により、…が生じたことから、推計と実績の乖離が生じたと考えられる。

一方、…の影響は、規制の事前評価時に意図していなかったが、…による…によって生じたものと考えられる。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

当該規制の導入に伴い発生した費用は、遵守費用が〇円（上記④参照）、行政費用が〇万円（上記⑤参照）である。また、副次的な影響及び波及的な影響として、規制の事前評価時に意図していなかった…といった影響が生じた。

一方、便益については、◇万円（上記⑦参照）が発生した。

これら費用と便益を比べると、便益が費用を上回り、今後も同様の便益が発生すると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。

なお、規制の事前評価時に意図していなかった…といった影響については、…であるものの、…であることから影響は限定的であると考えられる。

【規制の緩和・廃止】

当該規制の緩和に伴い発生した費用は、行政費用が〇万円（上記⑤参照）である。また、副次的な影響及び波及的な影響として、規制の事前評価時に意図していなかった…といった影響が生じた。

一方、便益については、◇万円（上記⑦参照）が発生した。

これら費用と便益を比べると、便益が費用を上回り、今後も同様の便益が発生すると考えられることから、当該規制緩和を継続することが妥当である。

なお、規制の事前評価時に意図していなかった…といった影響については、…であるものの、…であることから影響は限定的であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事後評価書（簡素化）

法律又は政令の名称： _____
 規制の名称： _____
 規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
 担当部局： _____
 評価実施時期： _____

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

(例)

事前評価時点では、…を想定していたが、その後…の影響により、…が生じた。
 また、事前評価時には想定されていなかった…の影響により…が生じた。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

(例)

【規制の新設・強化】

○…に関するベースライン

		H29	H30	H31	H32	H33
…	事前評価時	○	○	○	○	○
	事後評価時	○	○	○	○	○

※ 事前評価時の数値は、…の推計値を記載。

※ 事後評価時の数値は、…の影響により…が生じたことを踏まえた上での推計値を記載。

【規制の緩和・廃止】

○…に関するベースライン

事前評価時は、…といった課題が生じることをベースラインとしていたが、…が生じたことを踏まえて、…といった課題及び…といった課題が生じることをベースラインとする。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

(例)

事前評価時には想定されていなかった…の影響により…が生じたが、当該規制の目的である…についての必要性に影響を及ぼすものではなく、…の必要性は引き続き認められる。

2 費用及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

[事前評価時の測定指標]

…施設における…設置費用

…施設における…維持費用

[遵守費用]

当該規制の対象である…施設（○施設。…時点。）を対象とした「…に関するアンケート調査」によると、…の設置費用として、1施設当たり□円（平均）の設置費用及び年間◇円（平均）の維持費用が生じた。

なお、当該規制の施行から5年が経過していることから、分析期間は5年とする。

以上から、当該規制により、●円（○施設×□円+○施設×◇円×5年）の遵守費用が生じた。

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…により、…が生じたことから、…に係る費用が減少し、推計と実績にかい離が生じたと考えられる。

【規制の緩和・廃止】

[事前評価時の測定指標]

当該規制緩和による遵守費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。

[遵守費用]

当該規制緩和による遵守費用は発生していない。

[費用推計との比較]

費用推計とのかい離は生じていない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

[行政費用]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
…経費（千円）	○	○	○	○	○	○

また、このほか、事前評価時には想定しなかった…への対応として、…を行ったことから、以下の費用が発生した。

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
項目						
…費用（千円）	○	○	○	○	○	○

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、上記のとおり、…が生じたことから、…の対応に係る費用が発生し、推計と実績にかい離が生じた。

【規制の緩和・廃止】

[行政費用]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
…業務件数（件）	○	○	○	○	○	○

モニタリング実施件数（件）	○	○	○	○	○	○
モニタリング実施費用（千円）	○	○	○	○	○	○

このほか、事前評価時には想定しなかった…の対応として、…を行ったことから、以下の費用が発生した。

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
項目						
…費用（千円）	○	○	○	○	○	○

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…が生じたことから、…の対応に係る費用が発生し、推計と実績にかい離が生じた。

⑥ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

(例)

【規制の新設・強化】

[副次的な影響及び波及的な影響]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
…施設の閉鎖件数（件）	○	○	○	○	○	○

このほか、「…に関するアンケート調査」によると、当該規制により、…、…、…が生じたとの回答が見受けられた。

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…であり、推計と実績のかい離は生じていない。一方、…は、規制の事前評価時に意図していなかったが、…による…によって生じたものと考えられる。

【規制の緩和・廃止】

[副次的な影響及び波及的な影響]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
…の件数（件）	○	○	○	○	○	○

このほか、利害関係者を対象とした意見聴取等では、当該規制緩和により…が生じたとする意見がみられた。

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…により、…が生じたことから、推計と実績の乖離が生じたと考えられる。

一方、…の影響は、規制の事前評価時に意図していなかったが、…による…によって生じたものと考えられる。

3 考察

⑦ 把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

当該規制の導入に伴い発生した費用は、遵守費用が〇円（上記④参照）、行政費用が〇万円（上記⑤参照）である。また、副次的な影響及び波及的な影響として、規制の事前評価時に意図していなかった…が生じたが、…は、…であることからその影響は限定的である。

当該規制については、引き続き…の観点から必要性が認められることから引き続き継続することとする。

【規制の緩和・廃止】

当該規制の緩和に伴い発生した費用は、行政費用が〇万円（上記⑤参照）である。また、副次的な影響及び波及的な影響として、規制の事前評価時に意図していなかった…といった影響が生じたものの、…により対応可能であることから、その影響は限定的である。

当該規制緩和については、引き続き…の観点から必要性が認められる一方、…の観点から見直しを行うことが適当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書（簡素化）を添付すること。